

新	旧	備考
中小企業輸出代金保険手続細則 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00030 <u>沿革 平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u>	中小企業輸出代金保険手続細則 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00030 沿革 (略)	
中小企業輸出代金保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029。 <u>以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</u>	中小企業輸出代金保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	
（輸出契約の重大な内容変更等の通知） 第2条 被保険者は、約款第17条第1項の規定に基づき輸出契約又は輸出貨物の代金に重大な内容変更等を行ったことを通知するときは、<u>内容変更等通知期限までに、別紙様式第2による中小企業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書・訂正承認申請書）（以下「変更通知書等」という。）及び当該変更に係る承認証（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を本店等（申込書を提出した方に限る。以下同じ。）に提出するものとする。</u>	（輸出契約の重大な内容変更の通知） 第2条 被保険者は、約款第17条第1項の規定に基づき輸出契約又は輸出貨物の代金に重大な内容変更を行ったことを通知するときは、<u>当該変更の生じた日から1月以内かつ保険期間内に、別紙様式第2による中小企業輸出代金保険（変更・訂正）承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を本店等（申込書を提出した方に限る。以下同じ。）に提出するものとする。</u>	
2 被保険者は、約款第17条第3項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第2による<u>変更通知書等に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類又は重大な内容変更等を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該内容変更等に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</u>	2 被保険者は、約款第17条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第2による<u>変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。</u>	
（保険契約の訂正等） 第5条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第2による<u>変更通知書等</u>を本店等に提出するものとする。	（保険契約の訂正等） 第5条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第2による<u>変更承認申請書</u>を本店等に提出するものとする。	
（保険の目的等の譲渡に係る承認申請） 第6条 被保険者は、約款第<u>33</u>条の規定に基づき保険の目的又は保険	（保険の目的等の譲渡に係る承認申請） 第6条 被保険者は、約款第<u>30</u>条の規定に基づき保険の目的又は保険	

新	旧	備考
金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第3 - 1による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第3 - 1による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
2 (略)	2 (略)	
(質権等設定の承諾申請等) 第7条 被保険者は、保険契約の締結と同時に約款第35条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、保険の申込みの時に別紙様式第1による申込書にその旨を記入し、本店等に提出するものとする。	(質権等設定の承諾申請等) 第7条 被保険者は、保険契約の締結と同時に約款第32条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、保険の申込みの時に別紙様式第1による申込書にその旨を記入し、本店等に提出するものとする。	
2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第35条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第4 - 1による中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書を本店等に提出するものとする。	2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第32条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第4 - 1による中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書を本店等に提出するものとする。	
3 (略)	3 (略)	
第8条 (略)	第8条 (略)	
	(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第9条 約款第13条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第6による中小企業輸出代金保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
(入金のお知らせ) 第9条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで(保険金の請求時を含む。)に、別紙様式第6による中小企業輸出代金保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	(入金のお知らせ) 第10条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで(保険金の請求時を含む。)に、別紙様式第7による中小企業輸出代金保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
(保険金受取人の指定等の通知) 第10条	(保険金受取人の指定等の通知) 第11条	

新	旧	備考
1 (略)	1 (略)	
2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第7による中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業輸出代金保険保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。	2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第8による中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業輸出代金保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。	
（保険金請求期間に係る猶予期間の申請） 第11条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「 <u>保険金請求人</u> 」という。）は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第8による中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	（保険金請求期間に係る猶予期間の申請） 第12条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第9による中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	
2 (略)	2 (略)	
（保険金の支払の請求） 第12条 <u>保険金請求人</u> は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第9による中小企業輸出代金保険保険金請求書に、別表2に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。	（保険金の支払の請求） 第13条 <u>被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は</u> 、約款第21条の規定に基づき別紙様式第10による中小企業輸出代金保険保険金請求書に、別表2に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。	
2～3 (略)	2～3 (略)	
（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第13条 <u>保険金請求人</u> は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第11による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第14条 <u>保険金の請求者</u> は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第12による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	
（権利行使等の委任） 第14条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項の規定に基づき <u>輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利</u> について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第12-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状又は別紙様式第12-2による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（保険金請求	（権利行使等の委任） 第15条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項から第3項までの <u>いずれかの規定に基づき保険事故に係る債権</u> について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第13-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（以下「 <u>権利行使等委任状</u> 」という。）に当該債権の内容を証する書類の写しを	

新	旧	備考
<u>前)</u> に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	添付し、本店に提出するものとする。	
	<u>2 被保険者は、約款第26条第1項の規定に基づき権利行使等委任状を提出するときは、保険金請求書を同時に提出するものとする。</u>	
	<u>3 被保険者は、約款第26条第1項ただし書きの規定に基づき代金債権の行使を自ら行おうとするときは、別紙様式13 - 2による合理的理由認定申請書を本店に提出するものとする。</u>	
	<u>(回収義務の終了認定)</u> <u>第16条 被保険者は、約款第28条第2項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第14による中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。</u>	
<u>(回収協力義務の履行状況の報告)</u> <u>第15条 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第13による中小企業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</u>	<u>(回収義務の履行状況の報告)</u> <u>第17条 被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第15による中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、約款第12条第2項、第3項又は第26条第1項から第3項の規定に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合はこの限りでない。</u>	
2 決済期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、）から1年ごとに提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当	2 決済期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）	

新	旧	備考
該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。	から1年ごとに提出するものとする。	
3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して <u>約款第27条第4項</u> に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったとき、又は、 <u>日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058）第11条第2号から第5号までにに基づく報告を指示した場合は、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</u>	3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して <u>共通運用規程</u> に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。	
4 前3項の場合において、輸出契約の <u>締結</u> の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	4 前3項の場合において、輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	
（回収金の納付） 第16条 被保険者は、約款第28条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第14による中小企業輸出代金保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。	（回収金の納付） 第18条 被保険者は、約款第28条第5項又は第6項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第16による中小企業輸出代金保険回収金納付通知書に <u>回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類</u> を添付し、本店に提出するものとする。	
2 被保険者は、前項の回収金通知書に基づき日本貿易保険が発行した <u>請求書</u> に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した <u>回収金納付請求書</u> に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	
	3 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき、 <u>権利行使等委任後に代金債権の弁済を自ら受けたときは、別紙様式第17による中小企業輸出代金保険弁済金入金通知書に弁済金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に通知するものとする。</u>	
	4 被保険者は、前項の弁済金入金通知書に基づき、 <u>日本貿易保険が発行した弁済金納付請求書に従い弁済金を日本貿易保険に納付するものとする。</u>	
（回収に要した費用の負担） 第17条 約款第29条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第15による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であつ	（回収に要した費用の請求） 第19条 約款第28条第4項の規定に基づき回収義務の履行のために要した <u>合理的費用</u> の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第18による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回	

新	旧	備考
たこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、 <u>保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</u>	収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
<u>2 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収に要した費用について、日本貿易保険が発行した請求書に従い被保険者が負担すべき費用の全額を日本貿易保険に納付するものとする。</u>		
<u>(相殺)</u> <u>第18条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</u> <u>2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第32条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</u>		
<u>(指示書)</u> <u>第19条 日本貿易保険は、約款第26条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をするを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</u> <u>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第21条第1項の規定に基づき別紙様式12-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</u> <u>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</u> <u>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日</u>		

新	旧	備考
<u>本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</u>		
(回収納付金の返還請求) 第20条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第16による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。	(回収納付金の返還請求) 第20条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第19による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。	
第21条 (略)	第21条 (略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	附 則 (略)	

新			旧			備考
別表 1 別紙様式第 1 から第 4 - 2 の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式 5 から第 <u>16</u> の提出先は本店とする。			別表 1 別紙様式第 1 から第 4 - 2 の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式 5 から第 <u>19</u> の提出先は本店とする。			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1	中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	1	中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	
2	中小企業輸出代金保険（ <u>変更通知書・変更承認申請書・訂正承認申請書</u> ）	1(1)	2	中小企業輸出代金保険（ <u>変更・訂正</u> ） <u>承認申請書</u>	1(1)	
3 - 1	中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)	3 - 1	中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)	
3 - 2	中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)	3 - 2	中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)	
4 - 1	中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)	4 - 1	中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)	
4 - 2	中小企業輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)	4 - 2	中小企業輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)	
5	中小企業輸出代金保険損失等発生通知書	1(1)	5	中小企業輸出代金保険損失等発生通知書	1(1)	
<u>6</u>	中小企業輸出代金保険入金通知書	1(1)	<u>7</u>	中小企業輸出代金保険入金通知書	1(1)	
<u>7</u>	中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書	1(1)	<u>8</u>	中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書	1(1)	
<u>8</u>	中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)	<u>9</u>	中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)	
<u>9</u>	中小企業輸出代金保険保険金請求書	1(1)	<u>10</u>	中小企業輸出代金保険保険金請求書	1(1)	
<u>10</u>	中小企業輸出代金保険保険金請求経緯書	1(1)	<u>11</u>	中小企業輸出代金保険保険金請求経緯書（ <u>保険金請求額が 300 万円以下の案件</u> ）	1(1)	
<u>11</u>	中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書	1	<u>12</u>	中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書	1	
<u>12</u> - 1	中小企業輸出代金保険権利行使等委任状	1(1)	<u>13</u> - 1	中小企業輸出代金保険権利行使等委任状	1(1)	
<u>12</u> -	<u>中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（保険金請</u>	1(1)	<u>13</u> - 2	<u>「合理的な理由」認定申請書</u>	<u>1(1)</u>	

新				旧			備考
<u>2</u>	<u>求前)</u>			<u>14</u>	<u>中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1(1)</u>	
<u>13</u>	中小企業輸出代金保険回収 <u>協力</u> 義務履行状況報告書	1(1)		<u>15</u>	中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書	1(1)	
<u>14</u>	中小企業輸出代金保険回収金通知書	1(1)		<u>16</u>	中小企業輸出代金保険回収金 <u>納付</u> 通知書	1(1)	
<u>15</u>	中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書	1(1)		<u>17</u>	<u>中小企業輸出代金保険弁済金入金報告書</u>	<u>1(1)</u>	
<u>16</u>	中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書	1(1)		<u>18</u>	中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書	1(1)	
				<u>19</u>	中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書	1(1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。				その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			

新		旧		備考
別表2（第12条第1項関係）		別表2（第13条第1項関係）		
約款第2条のてん補危険の場合の提出書類		約款第2条のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	証券番号・決済期 <u>限</u> 毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号・決済期 <u>日</u> 毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式第 <u>10</u> による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	<u>(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第11による保険金請求経緯書</u> <u>(2) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意）</u> <u>①保険金請求に至る経緯</u> <u>②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u> <u>③支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</u> <u>④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</u> <u>⑤今後の回収見込み</u> <u>⑥延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</u>	
3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積日前 <u>6月間</u> に <u>決済期限</u> が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	3. 過去の取引状況確認書	当該保険金請求に係る船積日前 <u>6ヶ月間</u> に <u>決済日</u> が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及び <u>ILC</u> 決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書 <u>等</u>	4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及び <u>ILC</u> 決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書（ <u>可能な限り取得のこと。</u> ）	
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し	5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し	

	②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2)信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ②<u>3月</u>以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類		②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2)信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ②<u>3ヶ月</u>以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類（<u>支払人の財務状況の確認資料として、直近のアニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。</u>）	
6. 輸出契約書の写し	(1)SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2)個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3)保険契約締結後に輸出契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	6. 輸出契約書等の写し	(1)SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2)個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3)保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	
7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	<u>B/L</u>、インボイス等船積書類の写し（仲介貿易契約について、指図式の<u>B/L</u>（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、<u>B/L</u>表面に加え、裏面の写し）	7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	<u>B/L</u>、インボイス等船積書類の写し（仲介貿易契約について、指図式の<u>B/L</u>（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、<u>B/L</u>表面に加え、裏面の写し）	
8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し ①支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 ②未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等）））	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し ①支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 ②未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等））） ③保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履	

	③保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦非常危険の場合には、以下の書類 <u>(イ)</u> 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 <u>(ロ)</u> 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 ⑧信用危険の場合には、以下の書類 <u>(イ)</u> 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 <u>(ロ)</u> 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 <u>(ハ)</u> 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 <u>(ニ)</u> 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 <u>(ホ)</u> 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類		行請求を行ったことを確認できる書類 ④担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦非常危険の場合には、以下の書類 <u>(イ)</u> 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 <u>(ロ)</u> 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 ⑧信用危険の場合には、以下の書類 <u>(イ)</u> 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 <u>(ロ)</u> 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 <u>(ハ)</u> 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 <u>(ロ)</u> 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 <u>(ス)</u> 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類	
9. 保険証券、又は保険契約台帳	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本	9. 保険証券、又は保険契約台帳	(1) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u> (2) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次のとおり</u> <u>①保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと）</u> <u>②質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本（契</u>	

	(2) <u>上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本</u>		約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと)	
10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等 <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
		11. <u>為替換算率証明書</u>	<u>外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため（一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。）</u> <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
11. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	<u>ILC、L/G</u> など支払保証付き案件についてその写し	12. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	<u>I L C、L / G</u> など支払保証付き案件についてその写し	
12. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	13. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	
		14. <u>輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し</u>	<u>政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し</u>	
13. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	15. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） <u>（当該債権を確認するため、保険証券番号、決済日、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）</u>	
		16. <u>被担保債権の内容を証する書類</u>	<u>保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合</u>	
14. <u>代金回収不能貨物の処分に係る回収費用</u>	主な対象費用は、以下のとおり。 ・ <u>代金回収不能貨物の処分</u> ・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・	17. <u>損失防止軽減義務の履行のために要した</u>	<u>主な対象費用は、以下のとおり。</u> <u>①渡航費、現地宿泊費</u> <u>②弁護士費用、取立委任手数料</u> <u>③貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のため</u>	

<u>を確認できる書類</u>	保険料含む)	<u>合理的な費用に関する確認書類</u>	の再加工費用(梱包・運送費・保険料等含む)	
15. 他 ¹ の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類(ただし、海上保険については対象外)	18. 他 ¹ の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類(ただし、海上保険については対象外)	
16. <u>上記1～15の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類</u>		19. <u>その他書類</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u>	
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		